

大阪府立中央図書館広告事業要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、大阪府広告事業要綱（以下「要綱」という。）及び大阪府広告事業掲載基準（以下「掲載基準」という。）に定めるもののほか、大阪府立中央図書館における広告等の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

（募集方法等）

第2条 広告の募集方法、予定価格及び選定方法等は、必要に応じて、広告媒体ごとに別に定めるものとする。

（広告事業の範囲）

第3条 次のいずれかに該当する広告等は掲載できない。

- （1）要綱第3条及び掲載基準を逸脱するもの
- （2）大阪府立図書館の運営に支障をきたすものと館長が判断したもの
- （3）その他、館長が不相当と認めたもの

（審査機関）

第4条 広告等の掲載の可否を審査するため、大阪府立中央図書館広告掲載審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 前項の審査委員会の委員長は大阪府立中央図書館長を、委員は、副館長及び司書部長、総務企画課長、協力振興課長及び資料情報課長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、予め委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審査委員会は、広告等の掲載の可否について疑義が生じたとき及び委員長が必要と認めたときに、委員長が召集する。

- 2 審査委員会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことが出来ない。
- 4 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めたときは、審査委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第6条 審査委員会の庶務は、大阪府立中央図書館総務企画課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、広告等の掲載に関し必要な事項は、館長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月15日から施行する。